

## 違勅罪の歴史的展開と官人統制

大町 健

### はじめに

違勅罪は、『続日本紀』和銅六年(七一三)三月壬午条の詔に「賣買田。以錢爲價。若以他物爲價。田并其物共爲没官。或有亂告者。則給告人。売及買人並科違勅罪。」とあるように、天皇の詔勅に違反する者を処罰する刑罰である点

は明らかのように思われる。問題はその法源、すなわち違勅罪がどの律令条文に法的な根拠をもっているかである。従来違勅罪の法源は、職制律22詔書施行違条「凡被詔書。有所施行而違者。徒二年。失錯者。杖八十。」にあるとされてきた。その根拠は、『政事要略』巻八十一に「違勅之科。是徒二年也。職制律、所詔書。有所施行而違者。是也。」とあり、『法曹至要抄』上罪科に「違勅事、職制律云、被詔書。有所施行而違者。徒二年也。失錯杖八十。」とあることによっている。

近年、詔書施行違条は違勅罪の法源ではないとする議論が、利光三津夫氏<sup>(1)</sup>、長谷山彰氏<sup>(2)</sup>によって提起されている。その論点は、『職制律』は律法典の中で官人の服務規定違反の処罰を目的とした篇目で、詔書施行違条の法意も、詔書施行に際してその趣旨を

り違えた官人を処罰することにある。これに対して違勅罪の実例は、既に有効に施行された詔・勅・官符の規定内容に違反した者を処罰することに狙いがおかれている。いいかえれば、前者が法の定立過程における違反を処罰の対象とするのに対して、後者は定立された法に抵触した者を処罰の対象としているのであって、両者の予想する違反行為の態様には基本的な相違があると言わざるを得ない、とするのである。

これに対して、利光、長谷山説を批判し、再度違勅罪の法源は詔書施行違条とする議論が、瀬賀正博氏<sup>(3)</sup>、加藤麻子氏<sup>(4)</sup>によって提出されている。瀬賀氏の議論は、詔書施行違条の解釈は、詔勅に違反する者についての刑罰を規定したものととして解釈し得るといふものであった。この点をさらに詳細に検討したのが加藤氏であった。氏は、職制律には、官人のみならず一般庶民にまで適用し得る条文がある。したがって、詔書施行違条の適用を官人に限定する必要はない。公式令や職制律等に詔勅の作成施行に関する違反規定が想定されている。これらの規定に鑑みるに、詔書施行違条の対象は詔勅に違反すること以外には想定し難い。詔書

施行違条の量刑の「違者徒二年」が唐律と同じ量刑となっているのは、日本律編者が勅命の内容に違反する重大な犯罪を規定していたことの法意を理解していたことによる。違勅罪の実際の量刑も徒二年であり、詔書施行違条に合致するとしたのである。

違勅罪と詔書施行違条の関係については、別稿<sup>5)</sup>において、職制律全体の条文構成を検討し、職制律に含まれる官人以外を対象とする条文は、官人を対象とする条項の付加規定であり、関連条文群の後にまとまって規定されている。詔書施行違条は、関連条文群の中にあり、詔書施行違条は、前後の条文からして官人を対象としていた。詔書施行違条は、その内容からして、詔勅の作成過程ではなく、詔書を施行するにあたって誤りを犯した、あるいは正しく施行できなかった官人を処罰する規定と考えるべきである。詔書施行違条は詔勅に違反するという意味での違勅罪の法源ではないという点で、利光、長谷山説が支持されるべきであることを論じた。

とするならば、改めて平安時代の明法家がなぜ職制律詔書施行違条を違勅罪の法源としたのが問題になる。加藤氏が指摘したように実際の違勅罪の量刑が詔書施行違条に基づくものであるならば、少なくともある時点では、違勅罪が詔書施行違条を法源としていた可能性があることになる。長谷山氏は、ある時期に違勅罪の実効性が問題となり、律令の明文規定による根拠を与えようとした努力の結果であると思われるとしている。さらにその時期

については、あえて憶測を巡らすならばと言つ限定の上であるが、『令義解』『令集解』『律集解』等の律令注釈書が集成されて法解釈学が盛行をみる平安初期末から中期にかけてとした。しかし、官人の詔勅施行に関する処罰規定である詔書施行違条が、詔勅に違反する行為への処罰規定である違勅罪の法的根拠となる歴史過程は明らかにはされていない。その説明のためには、天皇の詔勅とそれを施行する官人との関係が改めて検討されなければならぬであろう。

以下本稿においては、違勅罪が詔書施行違条と結びつく歴史過程を明らかにし、その変化と官人との関係を論じることを課題とする。

(1) 『違勅罪』、『国史大辞典』吉川弘文館、一九七九年。

(2) 『違勅罪の準拠法と王命違反に対する処罰の慣例』、『律令外古代法の研究』慶応通信、一九九〇年、初出一八八一年。「日唐における違勅罪の概念」、『日本古代の法と裁判』創文社、二〇〇四年、初出一九九一年。

(3) 『違勅罪の再検討』、『栃木史学』十一、一九九七年。

(4) 『違勅罪とその意義』、『日本史研究』531、二〇〇六年。

(5) 拙稿『違勅罪と職制律の構成』、『成蹊大学経済学部論集』第39集第2号、二〇〇九年。

## 一 違勅罪の実例と詔勅施行違条

加藤氏<sup>6)</sup>が違勅罪の実際の量刑が詔書施行違条に基づくとする根

扱は、『類聚三代格』延暦十九年(八〇〇)十二月十九日太政官符である。同官符は、

一 彈正台所<sup>レ</sup>彈諸司官人事

右得<sup>二</sup>式部省解<sup>一</sup>備。台移備。給<sup>二</sup>春秋祿<sup>一</sup>日不<sup>レ</sup>參五位及雜任六位已下既違<sup>二</sup>勅例<sup>一</sup>。事須<sup>二</sup>斷<sup>レ</sup>罪附<sup>レ</sup>考勅科<sup>一</sup>者。今依<sup>二</sup>移狀<sup>一</sup>將<sup>レ</sup>科<sup>二</sup>違勅<sup>一</sup>。所<sup>レ</sup>犯事輕。贖銅還重。加以六位已下<sup>レ</sup>至<sup>二</sup>解官<sup>一</sup>者。宜<sup>レ</sup>待<sup>二</sup>後処分<sup>一</sup>者。

以前被<sup>二</sup>右大臣宣<sup>一</sup>備。奉<sup>レ</sup>勅。如<sup>レ</sup>右者。省宜<sup>二</sup>承知立<sup>一</sup>為<sup>二</sup>恒例<sup>一</sup>である。加藤氏の見解は、この官符についての長谷山氏の解釈を

前提にしている。長谷山氏の解釈は、以下の通りである。彈正台から式部省に対して、春秋の賜録の日に不參した五位及雜任六位以下の官人は、既に出されている勅例に違反するものとして違勅を科し、所管の式部省において考に附記すべき旨が通知された。それに対して、式部省は、違勅罪では軽度の違反行為にもかかわらず科罪が過重で、官人の恩典として実刑の代わりに贖銅徴収が認められるにしてもその額は高額となり、特に、六位以下は解官の処分を受けることになるので一考を要するとして太政官に上申した。そこで、太政官が勅裁を仰いだ結果(奉勅)、彈正台の主張通り違勅に科すべきことが確定し、式部省に対して、以後、恒例とするよう命令(太政官符)が出された。長谷山氏はその上で、官人が罪を犯した場合の減刑、官などを考えると、六位以下が解官となるのは私罪徒二年から一年半の時であり、五位以上の者

が私罪徒二年の場合は官当条による解官は行われず贖銅三十斤を徴収するが、この徒二年は、詔書施行違条の量刑に相当し、延暦十九年太政官符の違勅罪は詔書施行違条をあてはめた可能性があるとした。ただし、違勅罪を科すかどうかで彈正台と式部省の意見がわかれ、式部省が違勅罪では過重としたのに対して、勅裁によつて違勅罪を科すとしている。延暦十九年格の徒二年は恒常的な規定ではなく、勅断による一回的な措置か、あるいは最大限拡大しても桓武朝における特殊的な処断であつたことが考えられるとしたのである。

これに対して加藤氏は、『類聚三代格』弘仁二(八一)年五月十三日太政官符所引の彈正台解に「延暦十一年十一月十九日勅例備。賜<sup>二</sup>位祿季祿<sup>一</sup>時者、諸五位已上自<sup>二</sup>參<sup>一</sup>大藏省<sup>一</sup>受。若<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>參者彈正<sup>二</sup>糾<sup>レ</sup>之<sup>一</sup>」とあるように、彈正台の移の前提となっているのは、延暦十一年の勅例であるが、ここには違勅罪の規定がなく、また、延暦十九年太政官符中でも違勅罪の根拠となる法令を明示していないとする。このことから勅例自体に違勅罪を科す規定があつたとは考え難く、それにもかかわらず、式部省は「勅例に違<sup>二</sup>行<sup>一</sup>」には違勅罪が適用されるとしているのであつて、詔勅に違反する行為は、詔書施行違条によつて、一般的に違勅罪が科されることを示すとしたのである。

長谷山氏も加藤氏も延暦十九年太政官符の違勅罪の量刑が詔書施行違条によつていると考える点では一致している。長谷山氏は

勅断による一時的な措置であるのに対して、加藤氏は、通例として違勅罪が詔書施行違条によっていたことによるものとしているのである。

まず、延暦十九年太政官符の違勅罪の量刑の議論が式部省解の中に登場することに注目する必要がある。違勅罪の量刑は議論の前提であつて、延暦十九年太政官符の中でも争点とはなっていない。ここで勅断を求められているのは春秋の賜録の日に不参の五位及雑任六位以下の官人を違勅罪に問うか否かについてであつたとすべきであらう。違勅罪の量刑が一回の勅断とするによるものとすることはできないのであつて、この点では加藤氏の解釈が支持されるべきであらう。

しかし、例えば『類聚三代格』神龜五年（七二八）三月二十八日勅には、「勅 諸国郡司五位以上相逢当国主典以上者 不問<sub>レ</sub>貴賤<sub>レ</sub>皆悉下馬。如有<sub>下</sub>官人於<sub>二</sub>本部一逢<sub>中</sub>国司上者 同位以下必須<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>馬。不<sub>レ</sub>然者揖而為<sub>レ</sub>過。其有<sub>二</sub>故犯<sub>一</sub>者内外五位以上録<sub>レ</sub>名奏聞。六位以下決<sub>二</sub>杖六十<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>陰贖<sub>一</sub>とある。国司に対して下馬せよとの勅に違反した六位以下の官人を杖六十としており、詔勅に違反する行為には、常に詔書施行違条による違勅罪の量刑の徒二年が科されたという加藤氏の解釈は成立し難いと言わなければならぬ。また、加藤氏の主張するように詔勅に違反する行為がそのまま違勅罪となるのであれば、先にみた和銅六年（七一三）三月壬午条の詔が改めて「並科<sub>二</sub>違勅罪<sub>一</sub>」としていること

の意味が問われなければならないであらう。そもそも別稿に述べたように、本来、詔書施行違条は違勅罪の法源とは考えられない。さらに問題は、延暦十九年太政官符の違勅罪は、詔勅に違反した者を対象とする違勅罪であつて、詔勅を正しく施行できない官人を対象とする職制律詔書施行違条とは一致しないことである。

ここで注目すべきは、『類聚三代格』の弘仁五年（八一四）五月廿一日太政官符である。同官符は、承和元年（八三四）四月廿五日太政官符に引かれ、右檢<sub>二</sub>案内<sub>一</sub>。太政官去弘仁五年五月廿一日下<sub>二</sub>左右京五畿内七道諸国<sub>一</sub>符傳。得<sub>二</sub>飛驒国解<sub>一</sub>傳。貢<sub>二</sub>上丁匠<sub>一</sub>。毎<sub>レ</sub>年有<sub>レ</sub>数。事畢之日。規<sub>二</sub>避課役<sub>一</sub>。庸<sub>二</sub>作他郷<sub>一</sub>。積<sub>レ</sub>年忘<sub>レ</sub>歸。未<sub>レ</sub>役不<sub>レ</sub>絶。国郡陪<sub>レ</sub>罪。加以<sub>二</sub>遺留之輩<sub>一</sub>相代奉<sub>レ</sub>公。不<sub>レ</sub>堪<sub>二</sub>其苦<sub>一</sub>。逃去者多。遂使<sub>二</sub>父子不<sub>レ</sub>保。夫婦別<sub>レ</sub>处。邑里為<sub>レ</sub>虚。道路希<sub>レ</sub>通。望<sub>レ</sub>請。下<sub>二</sub>知天下<sub>一</sub>勸責令<sub>二</sub>言上<sub>一</sub>者。右大臣宣。容<sub>二</sub>止逃人<sub>一</sub>律條立<sub>レ</sub>罪。其飛驒之民。言語容兒既異<sub>二</sub>他国<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>變<sub>二</sub>姓名<sub>一</sub>。理無<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>疑。然則留住之姦。尤在<sub>二</sub>所由<sub>一</sub>。宜<sub>二</sub>重下知搜助令<sub>一</sub>言上<sub>一</sub>。若有<sub>二</sub>容隱<sub>一</sub>者。国郡官司。准<sub>二</sub>太政官去延暦十三年符<sub>一</sub>。科<sub>二</sub>違勅罪<sub>一</sub>。郷長隣保亦准<sub>レ</sub>此科<sub>レ</sub>之。雇役之家処<sub>二</sub>杖一百<sub>一</sub>。計<sub>下</sub>自<sub>二</sub>来日<sub>一</sub>一人之功上。日別徵<sub>二</sub>新錢一百文<sub>一</sub>。令<sub>レ</sub>送<sub>二</sub>彼後家<sub>一</sub>。永為<sub>二</sub>恒例<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>絶<sub>二</sub>姦源<sub>一</sub>者。職国承知。毎<sub>レ</sub>年附<sub>二</sub>朝集使<sub>一</sub>言上者。從<sub>二</sub>二位行大納言兼皇太子傳藤原朝臣<sub>一</sub>三守宣。下知之後。曾無<sub>二</sub>言上<sub>一</sub>。職国之司不<sub>レ</sub>慎<sub>二</sub>符旨<sub>一</sub>。遂致<sub>二</sub>此怠<sub>一</sub>。宜<sub>二</sub>蔽下知搜助令<sub>一</sub>言上<sub>一</sub>。如猶不<sub>レ</sub>悛。一准<sub>二</sub>前符<sub>一</sub>

科「違勅罪」。

とする。弘仁五年官符は、逃亡する飛驒国丁匠の容隠があつた時には延暦十三年太政官符に拠つて国郡官司を違勅罪とする。違勅罪とする説明として使われているのが、「容止逃人(律條立罪)」である。捕亡律は佚文しか残されていないが、逃亡浮浪の者を容止した場合、「凡部内容止他界逃亡浮浪一人。里長答三十」とされている。これに対応する唐律は、「諸部内容止他界逃亡浮浪者、一人里正答四十、謂經二十五日以上者。坊正、村正同。里正之罪。若将一家口逃亡浮浪者、一戸同二人為罪。四人加二等、縣内、五人答四十、十人加二等、州隨所管縣、通計為罪。皆以長官為首、佐職為從。各罪止徒二年。其官戸、部曲、奴婢、亦同。」である。<sup>(4)</sup>唐律によれば、逃亡浮浪の者を容止する州県の官人の量刑は徒二年を上限とする。日本令の佚文が、唐律の里

違勅罪対象表

1	和銅六年三月十九日詔(『続日本紀』)	錢以外を価として田を売買(賃租)する売及買人
2	養老五年三月九日詔(『続日本紀』)	制限以上に馬を蓄えた王公卿士及富豪之民
3	神龜五年四月廿五日勅(『続日本紀』)	騎射人・相撲人・膂力者を優先して誂い求めた王公卿相
4	神龜五年八月甲午詔(『続日本紀』同年八月に甲午は無し)	鷹を養う天下之人
5	神龜五年九月六日勅(『類聚三代格』)	図書寮の仏像・典籍等を私に貸す図書寮官人
6	天平勝宝四年閏三月八日騰勅符(61勅所引・68太政官符)	寺辺で殺生する者
7	天平勝宝九年六月九日勅(『続日本紀』・『類聚三代格』)	私的に氏族を集合させた氏上、制限を超えて馬を蓄えた王臣、隨身之

正答四十を、里長答三十としていることからすれば、日本律の国郡官人の量刑は、徒二年より軽い可能性もある。しかし、徒一年半から徒二年というのは、先に延暦十九年太政官符において、違勅罪の量刑として長谷山氏が推定した量刑と同一である。さらにここでは、逃亡した飛驒国丁匠ではなく、それを取り締まることのできない国郡官人が違勅罪の対象とされている。

ここでの違勅罪の内容は、詔勅を正しく施行できない官人を対象とする職制律詔書施行違条の内容と一致することになる。延暦年間には、違勅罪は詔書施行違条と結びついていたと考えられるのである。

それでは、なぜどのような過程で結びついていったのかは、改めて検討しなければならない。両者の違いはその対象にある。そこで、違勅罪の対象となつた者を整理したのが、左の表である。<sup>(5)</sup>

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	
延暦六年七月廿五日? (『続日本紀』法制不明)	延暦四年十二月九日太政官符(『類聚三代格』) は十三日詔)	延暦三年十二月十九日騰勅符(90太政官符所引、『続日本紀』)	延暦三年十一月三日太政官符(『類聚三代格』・『続日本紀』は詔)	延暦二年十二月五日太政官符(『類聚三代格』・『続日本紀』は六日)	天応二年閏正月廿六日太政官符(83太政官符所引)	宝龜十年九月廿八日勅(『続日本紀』)	月十日太政官符所引) 宝龜七年四月十二日太政官符(『類聚三代格』宝龜八年産三)	宝龜四年三月十四日太政官奏(『続日本紀』)	宝龜四年正月十六日騰勅符(47太政官符所引)	宝龜二年八月十三日太政官符(『類聚三代格』)	宝龜二年閏三月十九日勅(『政事要略』)	天平神護元年三月五日勅(『続日本紀』)	天平神護元年正月廿日勅(『類聚三代格』)	天平宝字元年十月六日勅(『続日本紀』)	
使として入京し、返抄を得ず帰任したり、身病と詐つて京に滞り、考	大宰府管内の浮浪百姓の調庸を徴するにあたって疎漏ある府官と国司	山川數沢を独占する臣家及び諸司・寺家、阿従する職国司	林野などを占めて私営田や墾田を営む国司、容認する同僚国司・郡司	財物出挙において宅地園圃を質とする京内諸寺	京内に浮宕する陸奥出羽国人を脱漏する京職と匿つ王臣家	令の規定を越えて財物出挙の利息をとつた百姓	神社を掃修しない国司	貧民救済のための低価格の正税穀を賈う国郡司及殷有百姓	鷹鷲を養う京畿諸国郡司百姓及王臣子弟	月の六齋日及び寺辺二里内で殺生した者	袍袖口の寸法の規定に違反した者	随兵の制限を超えた衛府官人	伊勢・美濃・越前の三関国から王臣の資人となつた者とそれを充てた国司	兵を制限以上に蓄えた者、京で兵器を携えた武官以外の者、京で二十騎以上を集めた者	調庸脚夫に粮食医薬を支給しなかつた京国官司

39	延暦十九年十二月十九日太政官符(『類聚三代格』)	春秋祿の給日に不参の官人
38	廿五日太政官符所引) 延暦十八年五月廿日太政官符(『類聚三代格』 大同元年八月)	正税出挙の本稻以外まで穎で納めさせる国郡官司
37	延暦十七年十二月八日太政官符(『類聚三代格』)	山川敷沢を独占する寺井王臣家及豪民等、阿縦する所司(国郡官司)
36	延暦十七年十月廿日勅(『類聚国史』)	不正な交易を行う国衙の官人
35	延暦十七年十月四日太政官符(『類聚三代格』)	京畿内で夜祭歌舞する者、告げない隣保
34	延暦十七年九月廿三日太政官符(『類聚三代格』)	錢を蓄える外国吏民
33	延暦十七年九月十七日太政官符(『類聚三代格』)	僧が子を蔭に仮して出家させることを告げない親姻隣保
32	延暦十六年八月三日太政官符(『類聚三代格』、『政事要略』)	浪人から調庸を徴することに拒捍する庄長、阿容する国郡司
31	延暦十六年四月廿九日太政官符(65太政官符、81勅所引)	大宰府管内に浮宕する秩滿解任之人、王臣子孫之徒、容認する土人と官司
30	二日太政官符所引) 延暦十六年四月廿日太政官符(『類聚三代格』 弘仁十年五月)	半倍を超えて錢出挙の利息をとつた者
29	延暦十六年四月十六日太政官符(『類聚三代格』)	国の粗悪な調籩を納れる国宰郡吏と檢校しない出納官人
28	延暦十五年十一月廿二日? (『日本後紀』 法制不明)	逃亡する飛驒工を容隠する者、26の実施とすれば対象は国郡官司
27	延暦十五年三月十九日勅(『類聚国史』)	北辰を祭り会集する京畿内吏民
26	延暦十三年符(56太政官符所引)	逃亡する飛驒工を容隠する国郡官司
25	延暦十一年七月廿七日太政官符(『類聚三代格』)	京で葬儀を僭奢する豪富之室・市郭之人、相知りて故縦する京職
24	延暦十年六月廿五日? (『続日本紀』 法制不明)	山背国の山野を独占する王臣家及諸司寺家、阿従する所司
23	延暦八年四月辛酉? (『続日本紀』 四月に辛酉無し、法制不明)	貧民救済のための低価格の正税穀を賣つ国郡司及殷富百姓 課にあずかりまた公解稻を得る国郡司

40	延暦二十一年正月五日勅(『類聚国史』)	水田を売買する時の直の直の上限に違反する百姓
41	延暦廿三年十月廿三日勅(『日本後紀』)	鷹狩に使う鷹鷲を私に飼う臣民。違反を許す国郡官司
42	延暦廿三年十二月廿一日太政官符(『類聚三代格』、『日本後紀』は勅)	牛を殺し牛皮を鞍などの類に使用する無頼之輩、阿容する主司
43	大同元年閏六月八日太政官符(『類聚三代格』、『日本後紀』は勅)	山川海島浜野林原等を独占する寺王臣百姓等
44	大同元年八月廿七日太政官符(『類聚三代格』、『日本後紀』は勅)	寺田寺財の横領や勝手な行動する寺の檀越、容隠する国司・三綱・衆僧
45	大同二年二月一日太政官符(『類聚三代格』、『類聚国史』は勅)	奏聞せずに畿外に出る五位以上。阿容し申さざる国吏
46	大同二年七月廿四日太政官符(『類聚三代格』)	国司作田を営むにあたって民要を妨げた畿内国司
47	大同三年九月廿三日太政官符(『類聚三代格』)	私に鷹鷲を飼う京畿諸国郡司百姓及王臣子弟、阿容して言わざる者も
48	大同三年九月廿六日太政官符(『類聚三代格』)	東山道の正税出挙において姦詐を許容する所司(『国司』)
49	弘仁二年五月廿二日太政官符(『類聚三代格』)	牧の父馬を乗用する国司、見知して告げざる郡司百姓
50	弘仁三年四月十六日太政官符(『類聚三代格』、『日本後紀』は勅)	寺で男女混雑した者、容受した三綱、糾さざる所司(『京職国司』)
51	弘仁三年五月三日太政官符(『類聚三代格』、『日本後紀』は勅)	買墾田や占地を行う国司
52	弘仁五年五月廿一日太政官符(『57太政官符所引』)	逃亡する飛驒工を容隠する国郡官司、郷長隣保
53	弘仁五年六月廿三日太政官符(『類聚三代格』)	意に任せて館を造って民の患いをなす国司、糾さない官僚
54	弘仁六年十一月十三日太政官符(『類聚三代格』、『貞観七年三月二日太政官符所引』)	貢する蘇が不好であったり、期限に違反した国司、使者の五位以上



73	貞観八年正月廿三日太政官符(『類聚三代格』、『三代実録』は勅)	諸家并諸人が被除し神宴する日に諸衛府舎人、放縦之輩が酒食を求め被物を責申すことを知見して糺さない人
72	貞観六年九月十四日太政官符(『政事要略』)	帰国後の飛驒匠丁の徭役を差課した国司
71	貞観六年九月四日太政官符(『類聚三代格』)	市人が仕えることを許した諸司諸院諸家の知事
70	貞観五年三月十五日(『類聚三代格』)	鷹鷲を養い禁野で狩りする国司等
69	貞観四年十二月十一日太政官符(『類聚三代格』)	月六齋日並びに寺辺二里内で殺生する者、知って糺さない国司講師
68	貞観四年六月廿九日太政官符(『類聚三代格』)	剋外に人馬に乘用する貢御馬使
67	貞観二年十一月九日太政官符(『類聚三代格』)	伊勢大神宮の神戸を割き取る国司
66	貞観二年十月廿一日太政官符(『類聚三代格』)	禁野で狩りをする者
65	斉衡二年六月廿五日太政官符(『類聚三代格』、『81勅所引』)	大宰府管内の浮浪人を檢括しない府司と許容する土人
64	嘉祥二年閏十二月五日太政官符(『政事要略』)	定額寺の堂塔雑舎及仏像経論を修理・莊嚴するにあたり檢校しない国司講師と実行しない三綱檀越
63	承和十年六月十四日太政官符(『類聚三代格』、『承和十一年十一月十五日太政官符所引』)	国分寺の僧尼の欠は度縁を進めてからその後には補すことに違反する国司
62	承和八年二月十四日勅(『続日本後紀』)	寺辺二里で殺生する者
61	承和七年四月廿三日勅(『続日本後紀』)	神社の修造を果たせない国郡司
60	承和五年十一月十八日(？)太政官符(『類聚三代格』)	剋外に多く夫馬を乘用する上下諸使等
59	承和五年八月廿九日太政官符(『政事要略』)	均しく雜徭を使うことに違反する国司郡司
58	承和五年八月七日勅(『続日本後紀』)	勅旨田並びに親王以下寺家が占めた墾田地で民を愁苦させる専当莊長
57	承和元年四月廿五日太政官符(『類聚三代格』)	飛驒工の搜勸言上を命じる官符に従わない職国之司
56	弘仁十三年八月廿五日交替式(『貞観交替式』)	官物を習常欠怠した国司
55	弘仁十一年七月九日太政官符(『類聚三代格』)	天下百姓に大小の麦を播種させるのに時を失う国郡司

74	貞観八年十二月八日太政官符(『類聚三代格』、『三代実録』)	たやすく不動穀を用いる国司
75	貞観九年五月十日太政官符(『類聚三代格』、『三代実録』は勅)	銭を蓄える畿外諸国富豪之輩、符旨に従わない国司
76	貞観十三年閏八月十四日太政官符(『類聚三代格』、『三代実録』は勅で違勅罪なし)	鴨河の堤の辺に水陸田を耕営することを見逃す国郡司
77	元慶二年三月十五日勅(『三代実録』)	校班田にあたり、実によらない言上し、隠没致す五畿内諸国国司
78	元慶六年六月三日起請(『三代実録』)	戒牒を持たずに僧と称する者
79	元慶七年十二月廿二日太政官符(『類聚三代格』、『三代実録』は勅で違勅罪なし)	禁野内での百姓の樵を妨害する預人、許容する国司
80	元慶八年五月廿九日勅(『三代実録』)	諸寺の修治をしない道俗主司、(俗の主司は国司)
81	元慶八年八月四日勅(『三代実録』)	国務に従わない前司子弟、富豪浪人
82	寛平三年九月十一日太政官符(『類聚三代格』)	外国に居住する京貴人庶王臣子孫、容忍する百姓、糺察しない官司
83	寛平五年七月十九日太政官符(『類聚三代格』)	陸奥の逃人を搜括し本郷送還する符旨に従わない京職と王臣家
84	寛平七年三月廿三日太政官符(『類聚三代格』)	私物を出挙する王臣家
85	寛平七年十二月三日太政官符(『類聚三代格』)	たやすく畿内から出る五位以上及王孫
86	寛平八年四月二日太政官符(『類聚三代格』)	庄田品位職田の他に私営田を営む諸宮王臣家及五位已上
87	寛平八年四月二日太政官符(『類聚三代格』)	百姓に代わって田宅資財を争訟する諸院諸宮王臣家の別当と家司
88	昌泰二年六月四日太政官符(『類聚三代格』)	結保帳によって姦猾を督察しない保長、従わない保人
89	延喜二年三月十二日太政官符(『類聚三代格』)	臨時の御厨や諸院諸宮王臣の家厨を停止するのに従わない院司家司
90	延喜二年三月十三日太政官符(『類聚三代格』)	山川敷沢を占固する諸院諸宮及王臣家
91	延喜二年三月十三日太政官符(『類聚三代格』)	民私宅を仮りて庄家と号し稻穀等物を貯積し、国に妨げをする院諸宮王臣家

違勅罪の実例について、長谷山氏は、違勅罪の適用対象は、時代的な特徴を言えば、和銅〜弘仁年間には百姓を含む広範囲の人間が対象になっているのに対して、それ以降は官人に限られてくるとしている。

しかし、官人を違勅罪の対象とすることは、神龜五年九月六日勅に例がある。同勅は、

勅。於「圖書寮」所「藏」佛像及内外典籍書法屏風障子并雜図絵等類一物已上。自今以後。不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>輒借<sub>一</sub>「親王以下及庶人」。若不<sub>二</sub>奏聞<sub>一</sub>私借者。本司科<sub>二</sub>違勅罪<sub>一</sub>。

と、図書寮が所蔵品を親王以下及庶人に容易く貸すことを禁止し、私に貸した場合は違勅罪とする。図書寮の官人はかれらを直接に対象とする勅に違反するものとして違勅罪に問われたと考えられる。主に官人が詔勅の対象となり、それに違反する官人の行為が違勅罪の対象とされる例は他に7・8・9・10・11・14・15・17・19・21・22・23・26・28・29・36・38・39・45・46・48・49・51・52・53・54・55・56・57・59・60・61・63・64・65・67・68・70・72・74・76・77・80・83・93があり、違勅罪の実例の半数近くにのぼる。先に述べた通り、官人が詔勅の対象となりそれに対する違

反行為が違勅罪に問われることと、詔勅の施行主体としての官人を問題にした詔書施行違条の主旨は異なるのである。

ここで注目すべきは、加藤氏が私的な養鷹の禁止について、3神龜五年八月甲午の詔では違反者に違勅罪を科したが、13宝龜四年(七七三)正月十六日騰勅符では、「不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>陰贖<sub>一</sub>科<sub>二</sub>違勅罪<sub>一</sub>とし、41延暦二十三年十月廿三日勅では、臂鷹人(鷹匠か)や阿容する国郡官司にも違勅罪を科すなど、処断の対象を違反者から所轄官人にも広げ、「不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>陰贖<sub>一</sub>」を加えるなど、禁制を強化しようとする朝廷側の意図も読み取れるとしており、違勅罪が官人を対象とするようになる変化を宝龜から延暦年間としていることである。

確かに国郡司をはじめとする詔勅を施行する官人を、詔勅に違反する者と同じく違勅罪とする例は延暦年間にはじまり、19・24・29・31・32・37・41・42・44・45・50・53・69・75・82にある。加藤氏の指摘の中で処断の対象を違反者から所轄官人にも広げたとするのは、違勅罪の性格を変化させるものであり、所轄官人を対象とするということでは、詔書施行違条との関連を伺わせることになる。

<p>92 延喜二年三月十三日太政官符(『類聚三代格』)</p>	<p>百姓田地舍宅を買取り、閑地荒田を占請する諸院諸宮及五位以上の耕主と署牒之人</p>
<p>93 延喜八年十一月十七日太政官符(『政事要略』)</p>	<p>池溝堰堤を修理しない国司長官</p>

違勅罪の展開過程と職制律詔書施行違条との関係について章を改めて考えることとした。

- (1) 序章注(4)「違勅罪とその意義」。  
 (2) 序章注(2)「違勅罪の準抛法と王命違反に対する処罰の慣例」。  
 (3) 序章注(5) 拙稿「違勅罪と職制律の構成」  
 (4) 『譯註日本律令三』東京堂出版、一九七五年。  
 (5) この表は、長谷山氏序章注(2)「違勅罪の準抛法と王命違反に対する処罰の慣例」にもとつき作成したが、加藤氏序章注(4)「違勅罪とその意義」が27、40、41、56を、今回33を違勅罪の実例として加えた。また、長谷山・加藤両氏が違勅罪の実例とした天平九年九月廿一日勅(『類聚三代格』、『続日本紀』は二十二日詔)、天平勝宝三年九月四日太政官符(『類聚三代格』)は、詳しい論考は別稿に譲るが、違勅罪の実例から外した。

## 二 違勅罪の展開

加藤氏が指摘した養鷹禁止の例について詳しくみてみよう。<sup>3</sup>  
 神龜五年(七二八)八月甲午詔は、

詔曰。朕有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>思。比日之間。不<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>養<sub>レ</sub>鷹。天下之人。亦宜<sub>レ</sub>勿<sub>レ</sub>養。其待<sub>レ</sub>後勅<sub>一</sub>。乃須<sub>レ</sub>養<sub>レ</sub>之。如有<sub>レ</sub>違者。科<sub>レ</sub>違勅之罪<sub>一</sub>。布<sub>レ</sub>告天下<sub>一</sub>。咸令<sub>レ</sub>聞知<sub>一</sub>。

である。この詔は、傍線のように鷹を飼うことを禁止した詔勅に違反する天下の人を違勅罪の対象としている。<sup>3</sup>鷹を養うことを違

勅罪とする延暦年間の勅には大きな変化があった。41延暦二十三年(八〇四)十月廿三日勅は、

勅。私養<sub>レ</sub>鷹鷄<sub>一</sub>。禁制已久。如聞。臣民多蓄。遊獵無<sub>レ</sub>度。故違<sub>レ</sub>綸言<sub>一</sub>。深合<sub>レ</sub>罪責<sub>一</sub>。宜<sub>レ</sub>嚴禁斷。勿<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>重犯<sub>一</sub>。但<sub>レ</sub>三王臣。聽<sub>レ</sub>養有<sub>レ</sub>差。仍賜<sub>レ</sub>印書<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>明驗<sub>一</sub>。自余輒養。將<sub>レ</sub>眞<sub>レ</sub>重科<sub>一</sub>。其印書外過<sub>レ</sub>數者。捉<sub>レ</sub>臂鷹人<sub>一</sub>進上。自余王臣五位已上録<sub>レ</sub>名言上<sub>一</sub>。六位已下及臂鷹人。並依<sub>レ</sub>法禁固。科<sub>レ</sub>違勅罪<sub>一</sub>。遣<sub>レ</sub>使搜檢。如有<sub>レ</sub>違反<sub>一</sub>。国郡官司。亦<sub>レ</sub>同罪。

である。ここでは、勅に違反して許可を得ることなく鷹鷄を私に買った者だけでなく、傍線のように国郡官司が同罪として違勅罪とされている。<sup>3</sup>その論拠はどこにあるのであろうか。47大同三年(八〇八)九月廿三日太政官符は、

應<sub>レ</sub>禁<sub>レ</sub>斷<sub>レ</sub>飼<sub>レ</sub>鷹鷄<sub>一</sub>事

右檢<sub>二</sub>案内<sub>一</sub>。太政官去宝龜四年正月十六日下<sub>二</sub>彈正台左右京職五畿内七道諸国<sub>一</sub>騰勅符備。養<sub>レ</sub>鷹者先既禁斷。頃年以來無<sub>レ</sub>事棄<sub>レ</sub>日。時暫遊覽。特聽<sub>二</sub>一二陪侍者<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>養。欲<sub>レ</sub>送<sub>二</sub>無事之余景<sub>一</sub>。実非<sub>二</sub>凡庶之通務<sub>一</sub>。如聞。a京畿諸国郡司百姓及王臣子弟。或詐称<sub>二</sub>特聽<sub>一</sub>。或仮<sub>二</sub>勢侍臣<sub>一</sub>。争<sub>レ</sub>養<sub>レ</sub>鷹鷄<sub>一</sub>。競馳<sub>二</sub>郊野<sub>一</sub>。允<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>禁制<sub>一</sub>。理須<sub>レ</sub>懲肅<sub>一</sub>。所司承知。嚴加<sub>二</sub>禁斷<sub>一</sub>。莫<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>更然<sub>一</sub>。若猶不<sub>レ</sub>改者。六位已下不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>蔭贖<sub>一</sub>科<sub>レ</sub>違勅罪<sub>一</sub>。五位已上録<sub>レ</sub>名言上<sub>一</sub>者。被<sub>二</sub>右大臣宣<sub>一</sub>符。奉<sub>レ</sub>勅。私飼<sub>レ</sub>鷹鷄<sub>一</sub>已經<sub>二</sub>禁斷<sub>一</sub>。今一切欲<sub>レ</sub>制。事不<sub>レ</sub>獲<sub>レ</sub>已。宜<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>聽<sub>一</sub>親王及觀察使已上并六衛府次官已上<sub>一</sub>特令<sub>レ</sub>

得<sub>レ</sub>飼。但馳<sub>二</sub>逐田<sub>一</sub>歟<sub>二</sub>損<sub>二</sub>傷民<sub>一</sub>産<sub>二</sub>之類。令<sub>二</sub>所司<sub>一</sub>録<sub>レ</sub>名言<sub>上</sub>。其所<sub>レ</sub>聽人等太政官給<sub>二</sub>隨身<sub>一</sub>驗。所由加<sub>二</sub>檢校<sub>一</sub>然後聽<sub>レ</sub>飼。若無<sub>二</sub>官驗<sub>一</sub>輒飼<sub>レ</sub>鷹者。六位已下禁<sub>レ</sub>身副<sub>レ</sub>鷹進上。五位已上録<sub>レ</sub>名言<sub>上</sub>。b阿容不<sub>レ</sub>言者同科<sub>二</sub>違勅罪<sub>一</sub>。

とする。大同三年太政官符で、傍線b「同科<sub>二</sub>違勅罪<sub>一</sub>」とされているのは「阿容不<sub>レ</sub>言」のものであつて、明らかに鷹を飼う六位已下、五位已上と区別されている。ことからすれば、延暦廿三年の勅で国郡官司が「亦与同罪」とされているのも、鷹を飼う主体としてではなく、「阿容」すなわち鷹を飼う行為を許す、見逃すことが違勅罪に問われたと考えるべきであらう。

詔勅に違反する者のみならず、詔勅を施行する官人を違勅罪とするものに、20延暦三年十二月十九日騰勅符がある。同騰勅符は、山川<sub>二</sub>藪沢<sub>一</sub>之利公私共<sub>レ</sub>之。比来王臣及諸司<sub>二</sub>寺家等<sub>一</sub>包<sub>二</sub>并山林<sub>一</sub>経略藪沢。宜<sub>下</sub>加<sub>二</sub>下知<sub>一</sub>勿<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>使<sub>二</sub>更然<sub>一</sub>。其所<sub>レ</sub>占之地不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>先後<sub>一</sub>皆悉還<sub>レ</sub>公。如有<sub>二</sub>違反<sub>一</sub>者科<sub>二</sub>違勅罪<sub>一</sub>。職国司等阿縦不<sub>レ</sub>禁亦与同罪。其諸氏家墓者一依<sub>二</sub>旧堺<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>斫損<sub>一</sub>。

である。同騰勅符は、公私共利を侵害している王臣・寺家などの山野を「収公」する、という従来にない強硬措置を打ち出したものであり、山野に対する国司の権限を強化したものとされているが、「包并山林経略藪沢」した王臣及諸司寺家とともに京職・国司を「与同罪」として違勅罪に処すとす。国郡の官人を阿縦し禁じなかつたことを理由として、違反者とともに同罪として違勅罪

に処しているのは、この延暦三年が早い例であらう。<sup>(c)</sup>  
25延暦十一年七月廿七日太政官符は、

応<sub>レ</sub>禁<sub>二</sub>断西京僭<sub>一</sub>奢葬儀<sub>二</sub>事

右被<sub>二</sub>右大臣<sub>一</sub>宣<sub>二</sub>一<sub>レ</sub>符。奉<sub>レ</sub>勅。送終之礼必從<sub>二</sub>省要<sub>一</sub>。如<sub>レ</sub>聞。豪富之室。市郭之人。猶競<sub>二</sub>奢靡<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>遵<sub>二</sub>典法<sub>一</sub>。遂敢妄結<sub>二</sub>隊伍<sub>一</sub>仮設<sub>二</sub>幡鐘<sub>一</sub>。諸如<sub>レ</sub>此類不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>勝言<sub>一</sub>。貴賤既無<sub>二</sub>等差<sub>一</sub>。資財空爲<sub>二</sub>損耗<sub>一</sub>。既寔之後酣醉而帰。非<sub>二</sub>唯虧<sub>一</sub>損風教。実亦深<sub>二</sub>蠹公私<sub>一</sub>。宜<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>所司<sub>一</sub>嚴加<sub>二</sub>捉搦<sub>一</sub>。自今以後勿<sub>レ</sub>使<sub>二</sub>更然<sub>一</sub>。其有<sub>二</sub>官司<sub>一</sub>相知故縦<sub>一</sub>者。与<sub>二</sub>所<sub>一</sub>犯人<sub>一</sub>並科<sub>二</sub>違勅罪<sub>一</sub>。仍於<sub>二</sub>所在<sub>一</sub>條坊及要路<sub>一</sub>明加<sub>二</sub>榜示<sub>一</sub>。

とするが、葬儀を僭奢することを禁止し、それに違反する者(豪富之室。市郭之人)と並んで相知故縦する官司(京での問題であるので京職)が相知故縦を理由として違勅罪とされている。

これらは、勅旨に違反する者とともに、勅旨に違反する行為を見逃し許す、すなわち勅旨を正しく施行しない官人を違勅罪の対象としている。延暦年間に至つて、勅旨を厳正に施行していないことが、違勅罪の対象とされるようになって示している。これは、違勅罪が職制律詔書施行違条が対象とする、官人が詔勅を施行するにあつて、主旨に違つてしまつことの罪に近いものに変化してきていると言つべきであらう。

このような違勅罪の変化の論理を明らかにするためには、違勅罪と官人との関係を改めて検討することが必要であらう。

8 天平宝字元年（七五七）十月六日勅は、  
 勅曰。如聞。諸国庸調脚夫。事畢歸郷。路遠粮絶。又行旅病人  
 無親恤養。欲免飢死。餽口飯生。並辛苦途中。遂致  
 横斃。朕念乎此。深增憫矜。宜仰京国官司。量給粮食  
 医薬。勤加檢校。令達本郷。若有官人怠緩不行者。  
 科違勅罪。

とする。庸調脚夫に粮食医薬を給い、本郷に帰らせるようにする  
 ことが京国官司に命ぜられた勅であるが、それを怠緩して行わな  
 い官人、京国官司が違勅罪の対象とされている。ここで、官人が  
 違勅罪に問われたのは、官人自身が直接に勅の対象とされている  
 ことによると考えられる。

9 天平神護元年（七六五）正月廿日勅は、  
 勅。如聞。衛府官人等。輒隨所將兵三五人任縦行往。復退私  
 時多從己馬。里驚衆目。路擁行人。宿衛禁兵理不可レ然。  
 自今以後。給隨身者。長官一人。次官已下一人。若有違者宜  
 レ科違勅罪。兵亦決杖解却。其三人已上。應隨身者。必先奏聞。  
 聽勅处分。

とするが、衛府官人の随兵制限の勅旨の対象となるのは衛府の官  
 人であり、兵に対する処置が決杖解却であるのに対して、衛府官  
 人が違勅罪とされるのは、違反とされる内容が私時に兵を随わせ  
 ることにあるからである。9 天平神護元年勅は「有違」に違勅罪  
 を科すとしている。その原理は、先の5 神龜五年勅の「如有違者」

と同じく詔勅に違反する行為を違勅罪とするものである。8 天平  
 宝字元年の勅の京国官司の違勅罪も、京国官司が勅の対象である  
 ことによる。ただし、天平宝字元年の勅が「有官人怠緩不行」  
 していることに注意しなければならない。官人が怠緩して勅を行  
 わない、つまり、勅を厳正に施行しないということも問題にされ  
 ている。官人が勅の対象となる場合、官人が勅の直接の対象であ  
 るとともに、勅を施行する立場にもあるという論理が存在するの  
 である。

この点がさらに明確なのは、17 天応二年（七八二）閏正月廿六  
 日の太政官符である。

被下太政官去天応二年閏正月廿六日下左右京職符上備。陸奥出羽  
 人在京者不別雜色皆還本郷。実豊邊成備外禦之術  
 也。此事中停不用有日。与言於今理尤可レ行。職宜承知。自  
 今以後。両国人任王臣家。及浮宕京内。能加搜括。随得  
 且申上。若有脱漏及相匿者。不レ論多少科違勅罪。

同官符は、陸奥出羽両国の人で王臣家に仕え京内に浮宕している  
 者を搜括し、見つけ次第報告することを左右京職に指示したもの  
 で、漏脱したり匿ったりした場合には違勅罪を科すとしているが、  
 違勅罪の対象は脱漏する京職と相匿つ王臣家である。この官符の  
 直接の対象は、陸奥国人の搜括と陸奥国へ還すことを命じられた  
 左右京職であり、脱漏すなわちその勅を実行できない左右京職が  
 違勅罪に問われていることになる。この点では、官人が詔勅に違

反するといふ違勅罪の類型に属するかに見える。しかし、一方で相匿う王臣家も違勅罪に問われている。王臣家は勅の実行を妨害することが違勅罪の対象とされていると考えられる。王臣家に対しては、京職は勅を執行し、守らせるといふ役割を負っていることになる。京職の違勅罪には勅を施行できないという側面があると思ふべきであろう。

この論理が先の延暦三年の勅を施行できない官人を「与同罪」として違勅罪に処す変化となつていったと考えられるのである。

これに対して、勅を守らせることができなかつた官人を違勅罪の主要な対象とするのは、前章で検討した57承和元年(八三四)四月廿五日太政官符所引の52弘仁五年(八一四)五月廿一日太政官符である。弘仁五年太政官符は、容隠があつた時には26延暦十三年太政官符に拠つて国郡官司を違勅罪とする。郷長隣保はこれに準ずるとされるに止まる。雇役之家は杖百の上で、飛驒工に功を払うことが命ぜられているに過ぎない。承和元年太政官符では職国之司が違勅罪に問われるが、その論理は「不<sub>レ</sub>慎<sub>二</sub>符旨<sub>一</sub>。遂致<sub>二</sub>此怠<sub>一</sub>」と厳正に施行しないことであつたのである。先の陸奥出羽国人の本郷送還を命じた17天応二年太政官符が、脱漏する京職と相匿う王臣家とともに違勅罪としたのに対して、弘仁五年太政官符では、主に国郡官司を違勅罪の対象とするよつになつてきていると考えられるのである。

さらに76貞観十三年(八七二)閏八月十四日太政官符は、

応<sub>レ</sub>禁<sub>二</sub>止鴨河堤辺耕<sub>一</sub>營水陸田<sub>一</sub>事

右大臣宣。奉<sub>レ</sub>勅。夫積<sub>レ</sub>土築<sub>レ</sub>堤。尤爲<sub>レ</sub>避<sub>レ</sub>水。堤絶河決。其害難<sub>レ</sub>防。而今有<sub>レ</sub>聞。細民之愚昧<sub>二</sub>於遠慮<sub>一</sub>。或公請<sub>二</sub>空閑之明駿<sub>一</sub>。或私逐<sub>二</sub>地利之膏腴<sub>一</sub>。開<sub>二</sub>発田疇<sub>一</sub>。穿<sub>レ</sub>渠引<sub>レ</sub>水。霑潤之漸遂及<sub>レ</sub>壞<sub>レ</sub>堤。又河端近郊之地者。京邑及輸貢之徒古来共所<sub>二</sub>芻牧<sub>一</sub>也。而求<sub>レ</sub>利之輩占及<sub>二</sub>白田<sub>一</sub>。遂令<sub>二</sub>百姓失<sub>二</sub>放牧之便<sub>一</sub>。寧恣<sub>二</sub>一家之所<sub>レ</sub>利。永忘<sub>二</sub>万民之為<sub>レ</sub>愁<sub>一</sub>。宜<sub>二</sub>早下知依<sub>レ</sub>件禁止<sub>一</sub>者。仍須<sub>下</sub>堤東西除<sub>二</sub>公田<sub>一</sub>之外。諸家所<sub>二</sub>耕作<sub>一</sub>水田陸田皆悉禁遏無<sub>中</sub>復令<sub>上</sub>營。縱雖<sub>二</sub>公田<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>堤可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>害者。猶復莫<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>耕作<sub>一</sub>。若有<sub>下</sub>託<sub>二</sub>言王臣家<sub>一</sub>強作<sub>上</sub>者。禁<sub>レ</sub>身言<sub>上</sub>。但百姓者国司勅決。若国郡司等不<sub>レ</sub>慎<sub>二</sub>符旨<sub>一</sub>。猶令<sub>二</sub>耕作<sub>一</sub>。科<sub>二</sub>違勅罪<sub>一</sub>曾不<sub>二</sub>寬恕<sub>一</sub>。

とする。その主旨は、空閑地水田化のために愚民たちは灌漑用水溝を引こうとし、その結果鴨川堤防の決壊を招くことに対して、王臣家の名をたてに耕作を強行しようとする者、およびそうした行為を認める国郡司等を厳罰の対象とすることにありとされている。<sup>(7)</sup> 厳罰の内容は、王臣家の詭言をもちいて強作する者は禁身言上し、百姓は国司が勅決するものに対して、符旨を慎ず、水陸田を耕営させた国郡司が違勅罪の対象となつている。法制に従わぬ者ではなく、「不<sub>レ</sub>慎<sub>二</sub>符旨<sub>一</sub>」と法令の主旨に従わせることのできない国郡司が違勅罪の対象とされているのである。このことは、違勅罪が、詔勅に違反するものから、詔勅を厳正に施行できないことを対象とするものに変化してきていることを端的に

示しているであろう。

ただし、全ての違勅罪が詔勅を施行する官人を対象とするものになったわけではない。例えば、40延暦二十一年（八〇二）正月五日勅は「勅。如聞。山城国百姓。売買水田<sup>一</sup>。以<sup>レ</sup>稻爲<sup>レ</sup>直。准<sup>レ</sup>錢論<sup>レ</sup>之。町過<sup>二</sup>万錢<sup>一</sup>。自今以後。宜<sup>二</sup>上田<sup>一</sup>丁直錢四千。中下田者。准<sup>レ</sup>此差減<sup>一</sup>。若有<sup>二</sup>違法<sup>一</sup>。処<sup>二</sup>違勅罪<sup>一</sup>」である。

この勅は、百姓が売買する時の直の上限を、上田について一町錢四千、中下はそれに準ぜよとし、違反すれば違勅罪を科すとしている。一般百姓を対象とする可能性のある違勅罪の例は、これ以降も47・62・66・69・73・78がある。

しかし、延暦年間にはじまる詔勅を厳格に施行できない官人を対象とするものへの違勅罪の変化は、詔書を施行するにあたって誤りを犯した官人を処罰する規定である詔書施行違条と違勅罪を結びつけるのに十分であったと考えられる。

それではこのような違勅罪の変化は、勅命の主体である天皇権力と官人の関係のどのようなあり方の変化によるのであろうか。その点については章を改めて論じたい。

(1) 加藤氏序章注(4)「違勅罪とその意義」。

(2) 新古典文学大系『続日本紀』(岩波書店)の同条注は、鷹の飼育の禁

止は養老五年七月にも行われたが、その後復活したらしく、神龜三年八月に放鷹司一〇戸が定められている本条の禁令は、放生思想にかかわり、あるいは皇太子の病気と関係あるかとする。

(3) 秋吉正博氏『日本古代養鷹の研究』思文閣出版、二〇〇四年)は、延暦廿三年勅が国郡官司を違勅罪の対象とすることについて、宝龜四年騰勅符の傍線aで郡司が百姓や王臣子孫と同様に鷹を飼う主体として違勅罪の対象とされていると同様に、国司もまた鷹を飼う主体であったとされている。しかし延暦廿三年勅の国郡司は、王臣五位已上や六位已下及臂鷹人という鷹を飼う主体とは区別されて、「亦与同罪」とされているのである。

(4) 彌永貞三「律令制的土地所有」、『日本古代社会経済史研究』岩波書店一九八〇年、初出一九六二年。三谷芳幸「律令国家の山野支配と王土思想」、『日本律令制の構造』吉川弘文館、二〇〇三年。

(5) 19延暦三年十一月三日太政官符も、国司作田によって百姓の生業を妨げることを禁じ、違反した国司を違勅罪とすることも、相知容隠する同僚并郡司等を同罪としている。

(6) 鈴木拓也「陸奥・出羽の浮浪逃亡政策」、『古代東北の支配構造』吉川弘文館、一九九八年、初出一九九七年。

(7) 亀田隆之「平安京の治水」、『日本古代治水史の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年。

### 三 違勅罪と官人統制

違勅罪について大きな変化のあった同じ延暦年間に、勅について変化をもたらしたのは騰勅符である。例えば『類聚三代格』巻十二大同元年（八〇六）八月八日太政官符には、



応<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>聽<sub>二</sub>左右京五畿内隱首括出<sub>一</sub>附<sub>レ</sub>帳書

右太政官去延暦十九年十一月廿六日下<sub>二</sub>民部省<sub>一</sub>騰勅符<sub>一</sub>。都鄙之民賦役不<sub>レ</sub>同。除附之事損益已異。今聞。外民挾<sub>レ</sub>奸。競實<sub>二</sub>京畿<sub>一</sub>隱首括出<sub>二</sub>色是也。非<sub>二</sub>唯増<sub>レ</sub>口負<sub>レ</sub>田。実冒<sub>レ</sub>名仮<sub>レ</sub>蔭。如不<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>轍。何絶<sub>レ</sub>詐偽<sub>一</sub>。自<sub>レ</sub>今以後一切禁断者。右大臣宣。奉<sub>レ</sub>勅。今禁<sub>二</sub>隱首<sub>一</sub>。頗棄<sub>二</sub>人民之胤<sub>一</sub>。復断<sub>二</sub>括出<sub>一</sub>。還増<sub>二</sub>浮宕之類<sub>一</sub>。宜<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>令条<sub>一</sub>聽<sub>レ</sub>附<sub>二</sub>籍帳<sub>一</sub>。但冒<sub>レ</sub>名仮<sub>レ</sub>蔭。依<sub>レ</sub>法科<sub>レ</sub>罪。

と騰勅符が登場する。こうした騰勅符の意味を論じたのは吉田孝氏<sup>(1)</sup>である。氏は、公式令詔書式条の義解に「凡施<sub>二</sub>行詔書<sub>一</sub>者。於<sub>二</sub>在京諸司<sub>一</sub>。直写<sub>二</sub>詔書<sub>一</sub>。副<sub>二</sub>官符<sub>一</sub>行下。若其外国。更騰<sub>二</sub>官符<sub>一</sub>施行」とあるように、在外諸司に詔書を伝達する場合には、詔書を騰した太政官符すなわち騰詔官符を新たに作成して施行することになっていった。しかし、延暦十九年騰勅符は、民部省という在京諸司に下された官符であり、詔書式条の義解が述べる騰詔官符の勅の場合のものと異なるとした。いわゆる勅旨を騰(写)した騰勅符と勅旨を騰(伝)える騰勅符の違いであり、後者は前者を包含するより広い概念であるとした。さらに騰勅符の根拠として氏が指摘したのは職制律詔書稽程条と詔書施行違条である。詔書稽程条は、

凡稽<sub>二</sub>緩詔書<sub>一</sub>者。一日答廿。一日加<sub>二</sub>二等<sub>一</sub>。罪止<sub>二</sub>杖一百<sub>一</sub>。其官文書稽程者。一日答十。三日加<sub>二</sub>二等<sub>一</sub>。罪止<sub>二</sub>杖八十一<sub>一</sub>。

であるが、その注に「騰<sub>二</sub>詔勅符移之類<sub>一</sub>皆是」とある。またその

疏は「謂。奉<sub>二</sub>正詔勅<sub>一</sub>。更騰以出。符移解牒皆是。故言<sub>二</sub>之類<sub>一</sub>」「官文書。謂。在書常行。非<sub>二</sub>詔勅論奏<sub>一</sub>者。依<sub>レ</sub>令。少事五日程。中事十日程。大事二十日程。徒以上弁定須<sub>レ</sub>断者。三十日程。除<sub>二</sub>此之外<sub>一</sub>。皆準<sub>レ</sub>事。稽程者、詔書施行違条の疏は、「其勅及論奏得<sub>レ</sub>罪亦同。依<sub>二</sub>上條<sub>一</sub>。稽<sub>二</sub>緩詔書<sub>一</sub>」。注云。騰<sub>二</sub>詔勅符移之類<sub>一</sub>皆是。即明詔勅之義。輕重不<sub>レ</sub>殊。其論奏御親書<sub>レ</sub>聞。勅。則承<sub>レ</sub>旨宣用。御画不<sub>レ</sub>輕<sub>レ</sub>承<sub>レ</sub>旨。理與<sub>二</sub>勅旨<sub>一</sub>義同」とする。吉田氏は、ここでの論理は、公文書を(1)天皇の命令ないし承認を得た文書およびその二次的施行文書と、(2)天皇の命令ないし承認を得ていない官文書、との二類に分け、前者を重視してそれに対する違法行為を重く罰しようとする考え方であるとし、この論理が、奉勅官符をはじめとして勅を経た法令を騰勅符と呼んだ論理であるとしたのである。

吉田氏の指摘を承けて、騰勅符の歴史の意味を解明したのは、鹿内浩胤氏<sup>(2)</sup>である。氏は騰勅符という語が、太政官符や太政官謹奏・牒・起請・奏状・解といった上申文書の中に引用される形でのみ現れ、それ以前に出された官符が天皇の意によるものであることを強調して、その遵行を求めている官人の認識の所産であることを明らかにした。さらに、騰勅符の語が官人層の意識の所産である以上、その初見は騰勅符自体の日付ではなく、それを引用する文書の日付の最も早いものに求めるべきであり、騰勅符の語を最初にもちいているのは延暦十四年(七九五)十一月廿二日太

政官謹奏であるとした。また、『新抄格勅符抄』所収の二例のうち、宝亀十一年（七八）十二月十日付のものを騰勅符として記載した部分の成立年代は、飯田瑞穂氏<sup>(3)</sup>によつて延暦三年三月以後延暦十四年六月以前と推定されている。史料上、騰勅符の語の使用は延暦年間以前に遡るものではないのである。<sup>(4)</sup> 違勅罪を主に官人に適用しようとするこゝと騰勅符の登場が天皇権力による官人に対する權威の拡大や統制の強化であることは明らかである。

官人に対する統制という点で注目すべきは、加藤氏が宝亀年間に「不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>蔭贖<sub>一</sub>」を加えるなど、官人への禁制を強化しようとしたと指摘していることである。13宝亀四年正月十六日騰勅符のよつに、

養<sub>レ</sub>鷹者先既禁断。頃年以來無<sub>レ</sub>事棄<sub>レ</sub>日。時<sub>二</sub>遊遊覽<sub>一</sub>。特<sub>二</sub>聽<sub>一</sub>。侍者<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>養。欲<sub>レ</sub>送<sub>二</sub>無事之余景<sub>一</sub>。実非<sub>一</sub>凡<sub>レ</sub>庶之通務。如聞京畿諸国郡司百姓及王臣子弟。或詐称<sub>二</sub>特聽<sub>一</sub>。或假<sub>二</sub>勢侍臣<sub>一</sub>。争養<sub>二</sub>鷹鷗<sub>一</sub>。競馳<sub>二</sub>郊野<sub>一</sub>。允違<sub>二</sub>禁制<sub>一</sub>。理須<sub>二</sub>懲肅<sub>一</sub>。所司承知。嚴加<sub>二</sub>禁断<sub>一</sub>。莫<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>更然<sub>一</sub>。若猶不<sub>レ</sub>改者。六位已下不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>蔭贖<sub>一</sub>科<sub>二</sub>違勅罪<sub>一</sub>。五位已上録<sub>レ</sub>名言上。

と、違勅罪施行にあつて「六位已下不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>蔭贖<sub>一</sub>科<sub>二</sub>違勅罪<sub>一</sub>。五位已上録<sub>レ</sub>名言上」という文言が登場する。「不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>蔭贖<sub>一</sub>」とは、特権によつて実刑を免除されることを主張させないことを意味する。<sup>(5)</sup> つまり「六位已下不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>蔭贖<sub>一</sub>科<sub>二</sub>違勅罪<sub>一</sub>」とは、六位以下について、違勅罪に基づく実刑を科せしむることである。

六位以下の決罰については、大隅清陽氏<sup>(6)</sup>の議論がある。儀制令内外官人条は、

凡内外官人。有<sub>下</sub>特<sub>二</sub>其位蔭<sub>一</sub>。故違<sub>二</sub>憲法<sub>一</sub>者上。六位以下及勲七等以下。宜<sub>レ</sub>聽<sub>二</sub>量<sub>レ</sub>情決答<sub>一</sub>。若長官无<sub>レ</sub>。聽<sub>下</sub>次官<sub>二</sub>致敬<sub>一</sub>者決<sub>上</sub>。其諸司判官以上。及判事。彈正巡察。内舍人。大学諸博士。文学等。不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>決答之限<sub>一</sub>。

と、六位以下についての官司の長官の決答を定める。これに対して、唐名例律心議請減条は決答権をもつ者の權威を毀損しないよつに、「諸<sub>レ</sub>應<sub>二</sub>議請減<sub>一</sub>。及九品以上官。若官品得<sub>レ</sub>減者之祖父母父母妻子孫。犯<sub>二</sub>流罪以下<sub>一</sub>。聽<sub>レ</sub>贖」と、決答権をもつ官人たちを、逆に決答の対象としてはならないと規定する。それゆゑ、六位以下の官人に対する決答杖を容認する内外官人条の母法である隋の開皇一七（五九七）年の臨時処置は、唐では律令を補訂する臨時立法の集成、律令に対しては副次的な法典（ただし効力上は優位）である格に入れられた。日本律令の編纂者は、名例律の規定は受け入れたが、一方で官人の決答を扱ひとつて儀制令に入れたのであると指摘した。さらに『類聚三代格』神龜五（七二八）年三月二十八日勅に「諸国郡司五位以上。相<sub>二</sub>逢<sub>レ</sub>当国主典以上<sub>一</sub>者。不<sub>レ</sub>問<sub>二</sub>實賤<sub>一</sub>。皆悉下馬。内外五位以上録<sub>レ</sub>名言上。六位以下決杖六十」。不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>蔭贖<sub>一</sub>とあるよつに、日本の古代においては、名例律の規定とは別に、六位以下の官人は官司の長官による実刑の対象となつたと考えられる。<sup>(7)</sup>

こうした官司長官の六位以下の官人に対する決答のもつ意味について、坂上康俊<sup>(8)</sup>氏は日本古代の官僚制秩序が官司長官と官人の間の人格的な隷属関係によって保たれていたことによるとしている。獄令犯罪条は、「凡犯罪。皆於事発処官司<sup>一</sup>推断。在京諸司人。京及諸國人。在京諸司事発者。犯<sup>レ</sup>徒以上<sup>一</sup>。送<sup>レ</sup>刑部省<sup>一</sup>。杖罪以下。当司決。其衛府糾<sup>レ</sup>捉罪人<sup>一</sup>。非<sup>レ</sup>實<sup>レ</sup>屬京<sup>一</sup>者。皆送<sup>レ</sup>刑部省<sup>一</sup>と、官人に対する杖罪以下を事発の官司に於いて決するとしている。事発官司とは、告言によって犯罪が明らかになった官司であり、公式令訴訟条が、「凡訴訟皆從<sup>レ</sup>下始。各經<sup>レ</sup>前人本司本屬<sup>一</sup>とあるように、前人の本司、即ち被告人の所属する官司に告言を行う原則であったから、杖罪を決するのは官人の所属する官司と考えられる。蔭贖を問題にする『続日本紀』天平勝宝六年(七五四)十月乙亥条の勅が、「官人百姓。不<sup>レ</sup>畏<sup>レ</sup>憲法<sup>一</sup>。私聚徒衆<sup>一</sup>。任意雙六。至<sup>レ</sup>於淫迷<sup>一</sup>。子無<sup>レ</sup>順<sup>レ</sup>父。終<sup>レ</sup>亡<sup>レ</sup>家業<sup>一</sup>。亦虧<sup>レ</sup>孝道<sup>一</sup>。因<sup>レ</sup>斯<sup>一</sup>。遍仰<sup>レ</sup>京畿七道諸國<sup>一</sup>。固令<sup>レ</sup>禁斷<sup>一</sup>。其六位已下。無<sup>レ</sup>論<sup>レ</sup>男女<sup>一</sup>。決<sup>レ</sup>杖一百<sup>一</sup>。不<sup>レ</sup>須<sup>レ</sup>蔭贖<sup>一</sup>として、蔭贖を問わずに決するのが杖罪であるのもこのことによるものであると考えられる。ただし、官人が違勅罪が科されることを考えると、違勅罪が先に見たように、詔勅を正しく施行できない官人に対するものになり、職制律詔書施行違条と結びつくようになると、その量刑は、失錯の場合は杖八十であるが、先に見たように基本的には徒二年が意識されている。徒罪は刑部省の所管であり、官司

長官を超えた官人に対する直接的な統制としての意味をもつことになるのであって、官人に対する天皇の權威の拡大に符合するものである。

六位以下の者に実刑を科すことは、一方で五位以上の者の扱いと関係する。五位以上の者は実刑を科す側の官司の長官に相当するからである。まず、五位以上の者の「録名奏上」は、五位以上を違勅罪の対象から外すものではないことを確認しておきたい。45大同二年(八〇七)二月一日太政官符は、  
 応<sup>レ</sup>勅<sup>一</sup>言五位已上<sup>一</sup>任<sup>レ</sup>意到來<sup>一</sup>事

右案<sup>一</sup>仮寧令<sup>一</sup>云。五位已上欲<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>畿外<sup>一</sup>奏聞。然則自<sup>レ</sup>非<sup>レ</sup>經<sup>レ</sup>奏不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>外。今右大臣宣。奉<sup>レ</sup>勅。如聞。或就<sup>レ</sup>私事<sup>一</sup>恣赴<sup>レ</sup>畿外<sup>一</sup>。量<sup>レ</sup>彼邊跡<sup>一</sup>良罪<sup>一</sup>憲法<sup>一</sup>。從<sup>レ</sup>今而後。非<sup>レ</sup>實<sup>レ</sup>内印<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>輒出<sup>一</sup>。若有<sup>レ</sup>違反<sup>一</sup>録<sup>レ</sup>名申上<sup>一</sup>。或國司阿容不<sup>レ</sup>申者。相<sup>レ</sup>具<sup>一</sup>共科<sup>レ</sup>違勅罪<sup>一</sup>。

とする。ここで五位以上の者が許可無く畿外に出た場合は「録名言上」とされている。「共科<sup>レ</sup>違勅罪<sup>一</sup>」とあるが、この「共」とは五位以上の者とともに阿容した国司を違勅罪に問うという意味であるから、当然五位以上の者は違勅罪に問われたとすべきである。また、録名言上が違勅罪を科すためであることは、85寛平七年(八九五)十二月三日太政官符「心<sup>レ</sup>禁<sup>一</sup>止五位以上及孫王輒出<sup>一</sup>畿内<sup>一</sup>事」に、「其違越者録<sup>レ</sup>名言上<sup>一</sup>。処<sup>レ</sup>違勅罪<sup>一</sup>」とあることからも確認できる。

こうした録名奏上について長谷山氏<sup>(10)</sup>は、違反があつた場合、犯状を録して奏上するのは、違勅罪の量刑が勅断によつてその都度定めていたことによるとした。これに対して、加藤氏<sup>(11)</sup>は、上申の指示があるのは、違反者が五位以上・僧尼・神主・諸使・院司・家司など所管官司（国郡司など）が取締りや処断を行い難い、特殊な身分や立場のケースに限られている一方で、六位以下は所管官司において違勅罪に処することが指示されるので、この上申は、あくまでも裁判手続き上の指示であつたと考えられるとした。録名奏上は、五位以上等の者に対する特別の処置であることは加藤氏の指摘の通りであり、違勅罪一般の問題とする長谷山氏の見解は成立し難いとすべきであろう。五位以上に対する録名奏上が六位以下の不論蔭贖と結びついていることに注意する必要がある。六位以下の者に対する違勅罪の厳密な実施を求めることに対応して、五位以上の者の録名奏上もまた違勅罪の厳密な実施を行うための処置と考えられる。坂上氏は、養老公式令における五位以上録名奏上は、唐では官人の犯罪全体が皇帝に対する奏彈の対象であつたのに対して、日本では五位以上に限定されていたことに対応するとする。五位以上の律令貴族官人が彈正台の奏聞、天皇の画圖のち刑部省に移管されて断ぜられる律令システムによるものであるが、一方では、日本の五位以上律令貴族官人が、自らの処断を天皇の勅裁に委ねている、すなわち天皇の裁きのみを受け入れることを意味するとした。五位以上に対する違勅罪の適用が

録名奏上によつて行われるのは、坂上氏が指摘したように、五位以上の貴族層が天皇に人格的に依存することによつていとすべきであろう。

「六位已下不論蔭贖」科「違勅罪」。五位已上録名言上<sup>(12)</sup>は、違勅罪を官人に適用するにあつて、貴族官人層の天皇に対する人格的な隷属だけでなく、六位以下についても所屬官司の長官を越えた直接的な統制強化の意味をもつものであつた。それ以前に出された太政官符が天皇の意によるものであることを強調する官人の認識として騰勅符が登場すること、詔勅を正しく施行できない官人を主な対象とするようになる違勅罪の変化は、天皇権力による官人統制の強化の動きとして符合することになる。

- (1) 「騰勅符と騰勅符」、『山梨大学教育学部研究報告』28、一九七七年。
- (2) 「騰勅符の再検討」、『国史談話会雑誌』31、一九九〇年。
- (3) 「新抄格勅符抄」、『国史大系書目解題上巻』吉川弘文館、一九七一年。
- (4) 鹿内氏があげた騰勅符の二十一例のうち、違勅罪に関するものが五例ある。69貞観四年（八六二）十二月十一日太政官符で「太政官去宝龜二年八月十三日。天平勝宝四年閏三月八日。承和八年二月十四日数度騰勅符」とされている宝龜二年八月十三日騰勅符は、12宝龜二年八月十三日太政官符「心禁断月六齋日并寺辺二里内殺生一事」であつて、「右被内大臣宣一<sup>レ</sup>傳<sup>レ</sup>勅。前件事条禁制已久。雖<sup>レ</sup>經二時序<sup>レ</sup>豈合<sup>レ</sup>違越<sup>レ</sup>。今聞。京職畿内七道諸国比年曾不<sup>レ</sup>遵行<sup>レ</sup>。三宝淨区還爲<sup>レ</sup>漁獵之場。六齋戒日更成<sup>レ</sup>屠羊之節。非<sup>レ</sup>直穢<sup>レ</sup>贖法門<sup>レ</sup>。誠亦輕<sup>レ</sup>慢朝憲<sup>レ</sup>。永言<sup>レ</sup>

斯事。深乖「道理」。自今以後。嚴加「禁断」。准<sub>レ</sub>勅施行。如有「違反」者必科「違勅之罪」と奉勅官符である。承和八年二月十四日騰勅符は62承和八年二月十四日勅である。違勅罪が天皇の命令に反する者を処罰しようとするものである以上、違勅罪に関する官符が奉勅であることを意識した騰勅符とされるのも当然と言えよう。延暦年間に、職制律詔書施行違条を一つの根拠として、官符が奉勅を経ていることを騰勅符と呼んで強調することが行われたことは、詔勅に違反することを違勅罪として処罰する時に、その法源として詔書施行違条が意識されることの一つの契機となつたものとも考えられる。

(5) 新古典文学大系本『続日本紀』(岩波書店 一九九〇年)巻二の注釈では、「蔭贖」を「蔭や贖」とし、水本浩典氏(「蔭贖考」、『日本古代社会の史的展開』塙書房、一九九九年)、「蔭による贖」と理解するが、ともに「不論蔭贖」を実刑免除の特権を排除しようとする理解では変わりがない。

(6) 「儀制令における礼と法」、『日本律令制論集』上巻、吉川弘文館 一九九三年。

(7) 吉田一彦氏(「官当の研究」、『ヒストリア』一七七、一九八七年)。「日本律の運用と効力」、『名古屋市立女子短期大学研究紀要』第45集、一九九〇年、第48集、一九九二年、第50集、一九九三年、『名古屋市立大学人文社会学部研究紀要』3、一九九七年)によれば、八世紀を通じて、官人が実刑を免れる官当蔭贖の規定は機能していなかったらしい。

官当が実施されるようになるのは弘仁年間以降とされている。

(8) 「古代の法と慣習」、『岩波講座日本通史』第3巻、岩波書店、一九九四年。

(9) 拙稿「律令法と在地首長制」、『歴史学研究』一九八〇年度別冊 坂上氏注(8) 論文

(10) 序章注(2)、「違勅罪と王命違反の処罰の異同」。

(11) 序章注(4)、「違勅罪とその意義」。

## むすび

以上、職制律22詔書施行違条が、本来は違勅罪の法源とは考えられないにもかかわらず、両者が結びついていく歴史過程が、違勅罪が詔勅に違反する行為そのものを対象としていたものから、延暦期を画期として詔勅を施行できない官人を対象としたものに転換していったことにあること、さらにこうした違勅罪の変化の根底には、騰勅符の認識の登場にみられるような、天皇権力による官人に対する権威の拡大や、一方で官人の人格的な依存に基づく、官人への統制の強化があったと考えられることを論じた。

鹿内氏<sup>(1)</sup>は、延暦年間における騰勅符の認識は、早川庄八氏<sup>(2)</sup>が強調された桓武朝における天皇権力の拡大を示す一徴証とみることでできるであろうとした。早川氏は、太政官の議政官のうちだれでもが太政官符などの宣者となり得る上卿制の成立にみられるように、議政官たる貴族が官僚化していく画期を桓武朝に求め、桓武は、いわば中国的な律令法のためえとする絶対的な権威と権

力をあわせもつ皇帝を、自覚的に追求しようとした最初の天皇ではないかとする。長山泰孝<sup>(3)</sup>氏によって、藤原氏等の天皇と特別の結びつきをもつごく少数の貴族を除いて、大化前代以来の有力貴族層の地位は不安定であり、奈良時代を通して全体として衰退の途をたどっていったことが指摘されている。さらに坂上氏<sup>(4)</sup>の指摘するように、貴族層の官僚化や天皇への人格的な隷属は日本の律令国家の当初からのものであると考えられるが、延暦年間における天皇権力による官人統制がより強化されたものと考えられるのである。

しかし問題は、天皇の勅旨に違反した天下の人を対象とするものから、官人を対象としたものへの違勅罪の変化が同時に進行したことである。天皇権力は、貴族・官人に対しては強化されたが、一方では、その対象範囲を縮小し、矮小化したとも考えられるのではないであろうか。天皇権力による官人統制の強化が、官僚制を通じた社会全体に対する天皇権力の支配力の強化につながっていないのではないかと考えられるのである。このような状況を天皇の専制君主化と捉えることができるであろうか。この点については、違勅罪についての議論からのみ論すべきものではない。

さらに違勅罪自体についても、なぜ違勅罪が登場したか、詔書施行違条と結びつく以前の量刑のあり方等、論すべき点は多いが別稿を期すこととしたい。

(1) 第三章注(2) 論文

(2) 「上卿制の成立と議政官組織」『古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六年、初出一九八四年。

(3) 「古代貴族の終焉」『古代国家と王権』吉川弘文館、一九九二年、初出一九八一年。

(4) 第三章注(8) 論文。